

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月27日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅田 俊一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
(発行価額の総額)	679,700,000円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)	679,840,000円

(注) 1. 本募集は、2019年9月9日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、当社が当社の取締役、執行役員及び理事並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際し払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

東京センチュリー株式会社大宮支店

（埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2）

東京センチュリー株式会社横浜支店

（神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号）

東京センチュリー株式会社名古屋営業部

（愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号）

東京センチュリー株式会社大阪営業部

（大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号）

東京センチュリー株式会社神戸支店

（兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号）

（注） 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2019年9月26日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(第8回新株予約権)

<訂正前>

発行数	1,400個 (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	552,860,000円 (注) 本有価証券届出書提出時の見込額(2019年9月6日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とします。)であります。
発行価格	<p>発行価格は、以下のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とします。</p> $C = Se^{-\lambda T}N(d_1) - Xe^{-rT}N(d_2)$ $d_1 = \frac{\ln(S/X) + (r - \lambda + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格(C) (2) 株価(S)：2019年9月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) (3) 行使価格(X)：1円 (4) 予想残存期間(T)：3.3年 (5) ボラティリティ()：3.3年間(2016年6月13日から2019年9月26日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率) (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 (7) 配当利回り()：1株当たりの配当金(2020年3月期の予想配当金)÷上記(2)に定める株価 (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・)) (注) 発行価格については2019年9月26日に決定する予定です。</p>
	<省略>

< 中略 >

- (注) 3 本新株予約権の募集(以下、「本募集」という。)の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

当社との関係	割当人数	割当新株予約権数
当社取締役	10名	669個
当社執行役員	22名	653個
当社理事	3名	39個
当社子会社の取締役及び執行役員	5名	39個
合計	40名	1,400個

(注) 本募集は、ストックオプションの付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員及び理事並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して割当を行うものであります。

当社の取締役に対しては、2012年6月21日開催の当社定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,800個を上限とする旨が定められております。

- 4 当社子会社は、ニッポンレンタカーサービス株式会社、日本カーソリューションズ株式会社を対象としております。
- 5 目的となる普通株式にかかる振替機関の名称及び所在地は次のとおりであります。
名 称：株式会社証券保管振替機構
所在地：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

発行数	1,400個
発行価額の総額	679,700,000円
発行価格	4,855円
	<省略>

<中略>

(注) 3 本新株予約権の募集(以下、「本募集」という。)の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

当社との関係	割当人数	割当新株予約権数
当社取締役	10名	669個
当社執行役員	22名	653個
当社理事	3名	39個
当社子会社の取締役及び執行役員	5名	39個
合計	40名	1,400個

(注) 本募集は、ストックオプションの付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員及び理事並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して割当を行うものであります。

当社の取締役に対しては、2012年6月21日開催の当社定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,800個を上限とする旨が定められております。

4 当社子会社は、ニッポンレンタカーサービス株式会社、日本カーソリューションズ株式会社を対象としております。

5 目的となる普通株式にかかる振替機関の名称及び所在地は次のとおりであります。

名 称：株式会社証券保管振替機構

所在地：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

(第8回新株予約権)

<訂正前>

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。) 但し、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	553,000,000円 (注) 下記新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際し払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 なお、上記金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(2019年9月6日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とする。)である。
	<省略>

<訂正後>

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。) 但し、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	679,840,000円 (注) 下記新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際し払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
	<省略>

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
553,000,000	150,000	552,850,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額(2019年9月6日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とします。)を記載しております。

<後略>

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
679,840,000	150,000	679,690,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

<後略>